



平成 22 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 ダイワボウホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 菅野 肇
(コード番号 3107 東証・大証第一部)
問合せ先 法務コンプライアンス室長 大城代 昌男
(TEL 06-6281-2325)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 25 日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 100 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 99 回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入」について、株主の皆様にご承認いただいております。また、平成 21 年 12 月には、財務構造の改善を目的に公募増資等を実施した結果、発行済株式総数が増加し、1 億 8,339 万 7,488 株（平成 22 年 3 月 31 日現在）となりました。今後買収防衛策に基づき、新株予約権の無償割当てを内容とする対抗措置が発動された場合は、発行済株式総数と同数の株式が新たに発行される可能性があることから、発行可能枠を確保しておくことが必要であります。

つきましては、資本政策の機動性および買収防衛策の実効性を確保するため、現行定款第 6 条に定める発行可能株式総数を、現行の 2 億 7 千 881 万 1 千株から 4 億株へ変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

ダイワボウホールディングス株式会社定款変更案

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>2 億 7 千 881 万 1 千株</u> とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4 億株</u> とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 29 日

以 上